

ステートメント型総合口座取引規定（2014年4月以降新規取扱い停止中） <2020.4.1改定版>

1. 内容

- (1) 「ステートメント型総合口座」（以下「この口座」といいます）とは、お取引内容を記載した明細表（以下「取引明細表」といいます）を当行が毎月作成してお客さまに郵送し、通帳を発行しない総合口座をいいます。ただし、国債等公共債の保護預りは専用の通帳を別途発行します。
- (2) この口座は、しずぎんカード（キャッシュカード）およびダイレクトバンキングサービスのお申込みが必要となります。

2. 取引明細表

- (1) 郵送する取引明細表の種類は次のとおりとなります。
 - ① 普通預金のお取引（兼お借入）明細
毎月の普通預金のお取引明細および定期預金等を担保としたお借入（以下「当座貸越」といいます）明細を記載します。
 - ② 定期預金のお取引明細
毎月の定期預金のお預かり、お支払い、ご継続のお取引明細を記載します。
 - ③ 定期預金・担保お預かり明細
毎月末日（当行休業日の場合は前営業日）時点でお預かりしている定期預金の明細を記載します。
- (2) 窓口で預け入れた金額、払い戻した金額は、取引明細表に記載します。
- (3) 自動機により預け入れられた金額、払い戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額は、取引明細表に記載します。なお、払い戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は1件ごと合計額をもって取引明細表に記載します。

3. 取引明細表の交付・保管等

- (1) 取引明細表は、お申込みのあった月から、毎月末日を基準日として作成し、翌月上旬に届け出先住所に郵送しますので、ご契約時に交付する「総合口座取引明細表綴り」に順番に綴り込み保管してください。ただし、前条の各明細表に該当するお取引明細あるいはお預かり明細がない場合は送付いたしません。
- (2) 取引明細表を紛失した場合でも、再発行はいたしません。

4. 口座管理手数料

- (1) この口座の利用にあたっては、当行の店舗に提示された所定の口座管理手数料をいただきます。この場合、総合口座取引規定にかかわらず、払戻請求書の提出なしに、この口座の普通預金から引き落とします。
- (2) 口座管理手数料は1ヵ月ごと、ご利用の翌月15日（当行休業日の場合は翌営業日）にいただきます。ただし、解約した（または通帳へ変更した）月の口座管理手数料は無料とします。
- (3) 当行は、口座管理手数料を変更する場合があります。なお、この場合には、事前にご通知いたします。

5. 窓口でのお取引

- (1) 預金のお預け入れ
 - ① この口座の普通預金は、当店のほか当行国内本支店（以下、当行本支店）のどここの店舗でも預け入れができます。この場合、この口座のしずぎんカードを呈示してください。
 - ② この口座の定期預金へのお預け入れは当行本支店にてお取扱いします。この場合、この口座のしずぎんカードを呈示してください。
- (2) 預金の払い戻し等
普通預金の払い戻し（当座貸越を利用した普通預金の払い戻しを含む）または定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、この口座のしずぎんカードとともに当行本支店に提出してください。

6. 自動機での取引

自動機では、この口座の定期預金取引およびこの口座の普通預金への振替入金のお取引はいたしません。

7. ダイレクトバンキングサービス

この口座の普通預金を決済口座として、ダイレクトバンキングサービスを利用することができます。

8. 届け出事項の変更

取引明細表を正しく郵送するため、住所、氏名等の届け出事項に変更があったときには、直ちに当行所定の変更届によりお届けください。届け出事項の変更は、当行の手続きが完了してから有効とし、手続きの完了前に生じた損害については当行は責任を負いません。

9. 取引明細表の返戻等

届け出住所に郵送した取引明細表が返戻された場合には、当行は責任を負いません。また、取引明細表の交付を中止することがあります。なお、延着または到着しなかった場合等で、当行の責に帰することができない事由により紛議が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

10. 口座の解約・通帳への変更

- (1) この口座を解約する場合には、当行所定の解約請求書に届け出の印章により記名押印をして、しずぎんカードとともに当行本支店に提出してください。
- (2) 通帳に変更する場合には、当行所定の依頼書に記名して、しずぎんカードとともに提出してください。なおこの場合、ダイレクトバンキングサービスは自動的に解約となりません。
- (3) 解約または通帳に変更する月のお取引明細は、通帳に記入のうえ交付するものとし、その月の取引明細表は交付いたしません。
- (4) 当行はお客さまに次の各号の事由がひとつでも生じたときには、お客さまに通知のうえこの口座を解約または通帳へ変更できるものとします。なお、当行が解約または通帳への変更の通知を届け出住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
 - ① 住所変更の届け出を怠るなどにより、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
 - ② 第4条に基づく口座管理手数料の支払いがないとき

11. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化、その他相応の事由があると認められる場合には、当行ホームページに掲載することその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

12. 規定の準用

- (1) しずぎんカードの利用については、「しずぎんカード規定」により取扱いします。
- (2) ダイレクトバンキングサービスの利用については、「しずぎんダイレクトバンキングサービス利用規定」により取扱いします。
- (3) その他、この規定に定めのない事項は、「総合口座取引規定」により取扱いします。

以上